

水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金(低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業) 交付要綱を次のとおり制定する。

令和6年10月23日

経済産業大臣 武藤 容治

水素等サプライチェーン構築支援事業費対策費補助金(低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業) 交付要綱

(通則)

第1条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)に対する水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金(低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、機構が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法(平成14年法律第94号。以下「機構法」という。)第11条第1項第26号の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(令和6年法律第37号。以下「水素社会推進法」という。)第10条(第1号イに係る部分に限る。)に規定する業務として、水素社会推進法第7条第1項の認定を受けた低炭素水素等供給事業者(同項に規定する低炭素水素等供給事業者をいう。以下同じ。)が認定供給等事業計画(同法第8条第3項に規定する認定供給等事業計画をいう。以下同じ。)に従って継続的に低炭素水素等(同法第2条第1項に規定する低炭素水素等をいう。以下同じ。)の供給を行うために必要な資金を助成するものであり、当該認定供給等事業計画に従って低炭素水素等の供給が行われることを図り、もって低炭素水素等の供給及び利用を促進することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 経済産業大臣(以下「大臣」という。)は、水素社会推進法第7条第1項の認定を受けた低炭素水素等供給事業者が認定供給等事業計画に従って継続的に低炭素水素等の供給を行う事業(以下「間接補助事業」という。)に要する経費の全部又は一部を機構が助成する事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 機構は、毎年度、間接補助事業を行う者(以下「間接補助事業者」という。)に対して交付す

る間接補助金（機構が大臣から交付を受けた補助金をその財源として、間接補助事業者に交付する助成金をいう。以下同じ。）の総額が、認定供給等事業計画の認定時に大臣が通知する「想定される支援総額」を超えると見込まれるか確認し、その結果について、大臣と協議するものとする。協議の結果、なお、「想定される支援総額」を超えると見込まれるときは、機構は、間接補助対象経費（間接補助金の交付の対象として機構が認める経費をいう。以下同じ。）について、当該間接補助事業者と協議するものとする。

3 補助対象経費の区分及び補助率は、別表1のとおりとする。

（補助対象経費及び間接補助対象経費の期間）

第4条 国の会計年度における補助事業の補助対象経費の期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から3月31日までの期間とする。

2 国の会計年度における間接補助事業の間接補助対象経費の期間は、間接補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の1月1日から間接補助金の交付を受けようとする会計年度の12月31日までの期間（以下「間接補助対象年度」という。）とする。

（交付の申請）

第5条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 機構は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）

第6条 機構は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第14条の規定に基づく事故の報告、第15条の規定に基づく状況報告、第16条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第18条第2項の規定に基づく支払請求、第19条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第22条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行わなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第7条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条第1項の規定に基づく承認、第14条の規定に基づく指示、第15条の規定に基づく要求、第17条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令（第19条第3項及び第20条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第19条第2項の規定に基づく返還命令、第20条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第21条第4項の規定に基づく納付命令（第22条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は第22条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うこ

とができる。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、第5条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を機構に送付するものとする。

2 第5条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 機構は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第10条 機構は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 機構は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後10年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、機構の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第12条 機構は、補助事業のうち間接補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。

2 機構は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 3 機構は、補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後速やかに、様式第1別添2に準じて届出書を作成し、大臣に提出しなければならない。
- 4 機構は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 5 機構は、第2項又は第3項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 6 大臣は、機構が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、機構は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 7 第2項から第6項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、機構は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

- 第13条 機構は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 大臣が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、機構が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、機構が大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、機構から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - （1）大臣は、機構に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - （2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - （3）大臣は、機構による債権譲渡後も、機構との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら機構と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
 - 3 第1項ただし書に基づいて機構が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第14条 機構は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 機構は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 機構は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 機構は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。
- 4 機構は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知する。

- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 大臣は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、機構は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 機構は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 機構は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに大臣に報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命

ずる。

3 第17条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第20条 大臣は、第11条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 機構が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 機構が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 間接補助事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

(6) 機構が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

(7) 間接補助事業者が、認定供給等事業計画に従って低炭素水素等の供給を行わなかった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、第1項第1号から第3号又は第6号の規定による取り消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第21条 機構は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 機構は、取得財産等について、様式第9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 機構は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に様式第10による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 大臣は、機構が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第22条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

3 機構は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなけれ

ばならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第23条 機構は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者、その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 機構は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。機構又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も機構による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第24条 機構は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第25条 機構は、補助事業の開始前に、間接補助金の交付の手續等について第8条から第11条まで、第12条第4項から第7項まで、第13条から第17条第3項まで及び第19条から前条までの規定に準ずる条件を付した交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 機構は、前項に規定する条件のほか、間接補助事業により供給する低炭素水素等について、水素等供給事業者の低炭素水素等の供給の促進に関する判断の基準となるべき事項（令和6年経済産業省告示第174号）第4-1に掲げる算定方法に従って水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量を算定し、当該算定について第三者機関等による確認を経ることを条件としなければならない。

3 機構は、間接補助事業者が注意を怠らなかつたにもかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することを理由として、間接補助事業の交付の決定の全部又は一部の取消しをしようとするときは、あらかじめ、間接補助事業者に協議するものとする。

(1) 間接補助事業の実施に関する法令その他これに準ずるものの予見不可能な変更により、間接補助事業の遂行が困難となった場合

(2) 大規模な火災、震災その他の災害の発生により、間接補助事業の遂行が困難となった場合

(3) 戦争その他の変乱の発生により、間接補助事業の遂行が困難となった場合

(4) 前3号に掲げるほか、間接補助事業者の責めに帰することができない事由により、間接補助事業の遂行が困難となったものとして機構が認める場合

4 機構は、間接補助事業が前号各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合であつて、間接補助事業を継続するために必要があると認め、認定供給等事業計画の変更が認められたときは、大臣が事前に通知する想定される支援総額が変わらないと見込まれる場合において、当該事由が存続した期間を上限として、間接補助対象経費の期間を延長することができる。

5 機構は、第1項及び第2項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があつたときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

- 6 機構は、間接補助金の支払に必要な経費として第18条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年10月23日から施行（適用）する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1

補助金名称	補助事業		補助率
	補助対象 経費の区分	内 容	
水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金(低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業)	事業費	別表2に従い、認定供給等事業計画ごとに定める算定方法により算定される、間接補助対象経費としての、低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業に要する経費 (継続的に低炭素水素等の供給を行うために必要な資金の全部又は一部を助成する事業に要する経費)	定額
	業務管理費 (委託・外注費を除く)	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費(維持・保守費、開発費含む)、広報費、印刷費(資料作成費含む)、雑役務費、租税公課、その他経済産業省が必要と認める経費	定額 10/10
	業務管理費 (委託・外注費)	審査、事業者サポート、システム運営業務(維持・保守費、開発費含む)、支払業務、調査・分析業務、広報業務、アドバイザー業務、その他事務局業務に要する委託・外注費	定額 10/10

別表 2

間接補助対象経費は、認定供給等事業計画に従い算出される基準価格^{※1}と、同計画において定められる個別用途ごとに算出される参照価格^{※2}との価格差（以下「価格差」という。）に着目し、認定供給等事業計画に従って、認定供給等事業計画の実施期間中、継続的に低炭素水素等の供給を行うため、価格差を解消し、又は縮小するために必要と認められる費用とし、次の（1）から（6）に基づき算定する。

※1：低炭素水素等供給事業者による低炭素水素等の供給を継続的に行うことを可能とする当該低炭素水素等の単位量当たりの価格であり、認定供給等事業計画にて定められる基準価格の算定式を用いて算出したもの

※2：低炭素水素等利用事業者が既存の原料・燃料に代替して低炭素水素等の利用を行う場合における当該原料・燃料の単位量当たりの価格であり、認定供給等事業計画において定められる個別用途ごとに算出したもの

（1）間接補助対象経費の算出方法

<p>ア 間接補助対象経費の算定の対象となる低炭素水素等の供給期間は、供給開始日（認定供給等事業計画に記載の低炭素水素等の供給の開始日をいう。以下同じ。）から起算して15年を経過するまでとする（以下「算定対象期間」という。）。</p>
<p>イ 間接補助対象年度における低炭素水素等の供給に係る間接補助対象経費は、次により算出する。</p> <p style="text-align: center;">（間接補助対象年度における間接補助対象経費の総額）</p> $= (S_1 - R^{(LNG\ 代替)}_1) \times V^{(LNG\ 代替)}_1 + (S_1 - R^{(石炭代替)}_1) \times V^{(石炭代替)}_1 + \dots$ $+ (S_2 - R^{(LNG\ 代替)}_2) \times V^{(LNG\ 代替)}_2 + (S_2 - R^{(石炭代替)}_2) \times V^{(石炭代替)}_2 + \dots$ $+ \dots + \sum_t (S_u - R^{(t)}_u) \times V^{(t)}_u$ <p>u：補助対象となる期間（原則1年）を単位供給期間nで除した数（ただし、整数とするため、余りの期間は繰り上げる）として設定する、間接補助対象年度期間中の単位供給期間の数。</p> <p>n：単位供給期間。30分から1月の間で間接補助事業者が一意に設定する期間。</p> <p>$V^{(t)}_s$：間接補助対象年度期間中における、s番目（sは1～uまでの自然数）の単位供給期間において、用途t（LNG代替、石炭代替等）に低炭素水素等を供給した供給量の実績値。</p> <p>S_s：間接補助対象年度期間中における、s番目の単位供給期間での基準価格。なお、単位供給期間中は定数として固定される。 ※「（2）基準価格」参照</p> <p>$R^{(t)}_s$：間接補助対象年度期間中における、s番目の単位供給期間において、用途tで低炭素水素等を利用した際の参照価格。なお、単位供給期間中は定数として固定される。 ※「（3）参照価格」参照</p> <p>※間接補助対象年度における間接補助対象経費の総額が負となるときはその額の収益があったものとみなし納付の対象とする。</p>
<p>ウ 間接補助対象年度の助成金の上限額は、（5）で定める範囲内とする。</p>
<p>エ 助成金交付の対象となる低炭素水素等の数量の上限は、（6）で定めるとおりとする。</p>
<p>オ 先行助成対象費用</p> <p>① 供給開始日前に発生した費用の一部で、それを供給開始日前に先行して支払うことで価格差を縮小させることに寄与すると認められる費用（以下「先行助成対象費用」という。）として、認定供給等事業計画に記載された費用。次の②から④に従い、上記イ及びウに関わらず間接補助対象経費に計上することができる。</p> <p>② 先行助成対象費用は、建設費（低炭素水素等の供給に必要な、製造、キャリア変換、輸送及びCCS等の建設費）の見込み額の2分の1を上限として年度ごと認定供給等事業計画に記載された金額、又は、建設費の年度ごとの実績値の2分の1のいずれか低い方とする。</p> <p>③ 先行助成対象費用を間接補助対象経費に計上する場合、（2）の基準価格の算定式について、当該費用を算定式の積算経費（B1）から控除するとともに、当該費用が間接補助されることを前提に設定した算定式とする。</p> <p>④ 先行助成対象費用は、認定供給等事業計画の記載に従い、次のa.又はb.の方法で支払われる。</p>

- a. 建設期間中、年度ごとに分割して支払う。
- b. 建設完了後、一括して支払う。

(2) 基準価格

ア 算定式

基準価格は、算定対象期間を通じ、算定式の形式で認定供給等事業計画に定める。

算定式の基本型は、次のとおり。ただし、認定供給等事業計画にて別の式で定められている場合であって、機構が認めた場合はこの限りではない。

●算定式の基本型

$$A1 \times \alpha 1 \times \theta 1 + (\alpha 2 \times A2 + B1 \times \beta 1 + B2 + C) \times \theta 1 \div V_G$$

但し、A1, A2, B1, B2, C, V_Gは定数とし、α1, α2, β1, θ1は、次表のとおり調整を認める。

A1 × α1	<p>【原料代等に比例する低炭素水素等の製造等に必要な継続的な費用で単価形式で表されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素水素等の製造等に必要な継続的な費用について、原料代等と比例する形で単価形式で表す。 ・原料代等（天然ガス代、電気代等）の単位数あたりの価格をα1とし、単位数の低炭素水素等を得るために必要となる原料等の量をA1とする（A1は、製造設備の効率等を踏まえた定数とする）。 ・α1は客観的かつ一般的にアクセス可能な指標を用いる、又は、定数に定率を掛けて変化する値とする。 ・α1は単位供給期間の間、固定的に値が定まる指標を用いる。 ・原料が複数ある場合、原料ごとにA1×α1を設定可とする。
α2 × A2	<p>【A1 × α1 以外で、供給開始以降に発生する低炭素水素等の供給に必要な継続的な費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給開始以降に発生する、低炭素水素等の供給に必要なオペレーション、メンテナンス、保険、輸送等にかかる費用を定数としてA2とし、認定時からのインフレーションの影響についてα2による補正を認める。 ・α2は、費用が発生する国（低炭素水素等の製造国又は日本）における、間接補助対象年度の開始の日の前年の消費者物価指数（以下「CPI」という。）と計画認定を受けた年の当該国のCPIの比として求める。ただし、CPI補正を希望しない場合、1とすることも可能。 ・事業実施国が複数にまたがる場合、実施国ごとにα2×A2を設定可とする。
B1 × β1	<p>【建設費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素水素等の供給に必要な、製造、キャリア変換、輸送及びCCS等の建設費の見込み額をB1とし、β1により最大10%の予備費の計上を認める。 ・β1は、1から1.1までの任意の定数として設定できる。また、建設完了時に未使用の予備費を控除する観点から、B1×β1が実績値となる様に、β1を置き換える。 ・本計画に用いる設備であって、計画の範囲外の事業等と共通して用いる設備である場合は、低炭素水素等供給等事業計画に含まれる範囲と計画外の範囲を峻別し、按分された価格が合理的と認められる場合には、B1に加算することができる。 ・（1）オの先行助成対象費用が認められた場合は、B1から当該先行助成対象費用を控除する。この時、当初建設費として見込まれるB1に占める先行助成対象費用の割合をγとして、B1×β1を次の様に書き換えて基準価格の算定式とする。 $B1 \times \beta 1 \Rightarrow B1 \times \beta 1 - B1 \times \gamma$

B2	【運転開始前に必要となる費用】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 許認可の取得、コンサルの起用に必要な費用、人件費など運転開始前に必要となるその他の費用で、定数とする。 ・ 設計・調達・工事（EPC）開始以降に発生した費用を対象とし、基本設計（以下「FEED」という。）費用に含まれるものは対象外とする。
C	【利益等】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定供給等事業計画の事業実施に係る利益等で、定数とする。
θ1	【為替】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外から低炭素水素等を輸入して供給する計画については、θ1により、為替の調整を最短月単位で認める。 ・ θ1は、日本円／（基準価格の他の項目を表した）他国の通貨とする。
V _G	【総供給量】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定対象期間中の低炭素水素等の総供給量で、認定供給等事業計画に記載された値。
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ FEED 終了までにかかる費用は積算対象外とする。 ・ 国内で行う水素等の貯蔵・精製・輸送にかかる費用は積算対象外とする。

イ 見直し

機構から間接補助事業者に対する補助金交付決定後、基準価格の算定式の見直しは原則として認めない。ただし、革新的技術の実装や当該間接補助事業に伴う他市場からの継続的な収益が生じるなど、合理的な理由により基準価格の低減が見込まれる場合には、認定供給等事業計画に従い、例外的に見直しを行う。

ウ 他制度の重複整理

グリーンイノベーション基金、長期脱炭素電源オークション等の関連制度に採択等され、支援対象経費や応札対象経費に重複がある場合には、間接補助事業者への他の制度による支援対象経費や応札対象経費の重複分を基準価格の積算から控除する。

(3) 参照価格

参照価格については、低炭素水素等供給等事業計画の認定時点で、次の①又は②の類型に基づき、用途を定め、支援期間中、その用途に応じて、月次で算定するものとする。

- ① 新たな用途向け（今まで一般的に商用に使われていなかった用途）
 - a. 代替される既存原燃料の日本着時点における価格^{※1}
 - + b. 化石燃料の使用に際して制度上負担する費用
（地球温暖化対策税含む石油石炭税+化石燃料賦課金等）
 - + c. 今後導入される排出量取引制度の下で形成される炭素価格
 - + d. 低炭素水素等の利用側への別の政府支援（生産税額控除等）
 - + e. 個別取引独自の脱炭素価値^{※2}
- ② 既存の用途向け（既存の水素等について、商用で自立的な市場が既に確立している用途^{※3}の場合）
 - f. 過去の取引実績・販売価格等に基づく価格^{※4}
 - + g. 個別取引独自の脱炭素価値^{※2}

※1：(4)の低炭素水素等の用途ごとに示す類型に基づき、個別用途ごとに設定。

※2：aからd、f及び国内輸送費以外の価格で、当該低炭素水素等の価値の評価として、供給事業者及び利用事業者間の低炭素水素等売買契約額に付加されることが想定される価格で、認定供給等事業計画に記載された価格。その9割を参照価格として加算する。

※3：工場新設等により新たに当該用途で用いる場合も含む。

※4：個別の低炭素水素等の利用者ごとの過去の契約金額(フォーミュラ含む)に基づき算出。

(4) 参照価格の指標及び換算

(3) ①の新たな用途向け（今まで一般的に商用に使われていなかった用途）の参照価格における「代替される既存原燃料の日本着時点における価格」の指標は次の表を基本とする。なお、今後、別の用途が出てきた際は、新たな類型として追加する。

※財務省貿易統計については、統計番号ごとの品名単位で指標とできる。

用途		被代替物	参照指標	水素等の換算
燃料		石炭	財務省貿易統計石炭 CIF 価格	熱量比 (低位発熱量)
		軽油	石油製品価格調査	
		ガソリン	石油製品価格調査	
		灯油	石油製品価格調査	
		重油	石油製品価格調査	
		天然ガス	財務省貿易統計天然ガス CIF 価格	
原料	水素還元製鉄（高炉）	石炭	財務省貿易統計石炭 CIF 価格	0.410kg 石炭/Nm3 水素
	カーボンリサイクル高炉	石炭	財務省貿易統計石炭 CIF 価格	0.410kg 石炭/Nm3 水素
	その他水素の新たな用途としての原料利用（CO ₂ 利用による合成等）	水素	LNG 財務省貿易統計×2.7	1

(5) 間接補助対象年度の助成金の上限額

$$(\text{間接補助対象年度の助成金の上限額}) = (\sum_t ([S] - [R^{(t)}]) \times [V^{(t)}]) \times 1.5$$

[S]: 上限算出用基準価格：間接補助対象年度の前年度の6月時点で取得可能な情報により算定される直近12か月の平均基準価格

$$\text{基本式の場合の例) } [S] = \alpha 1j \times A1 \times \theta 1j + (\alpha 2j \times A2 + B1 \times \beta 1 + B2 + C) \times \theta 1j \div V_G$$

$\alpha 1j$: 間接補助対象年度の前々年6月から前年5月の間の $\alpha 1$ の平均値

$\alpha 2j$: 間接補助対象年度の前々年のCPI÷計画認定を受けた年のCPI

$\theta 1j$: 間接補助対象年度の前々年6月から前年5月の間の $\theta 1$ の平均値

[R^(t)]: 上限算出用参照価格：間接補助対象年度の前年度の6月時点で取得可能な情報により算定される直近12か月の間の用途tで低炭素水素等を利用した際の平均参照価格

[V^(t)]: 上限算出用供給量：認定供給等事業計画に従って間接補助事業者により定められる、用途tに向けた、間接補助対象年度期間中の水素等の供給予定量

(6) 間接補助事業の対象となる低炭素水素等の数量の上限

認定供給等事業計画に記載された助成対象期間全体の総供給量を上限とする。

(様式第1)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金（低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業）交付申請書

水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金（低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業）交付要綱（20241017財資第20号。以下「交付要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
7. 同上の金額の算出基礎

(注1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助事業の効果
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
6. 申請者の役員等名簿
7. 実施体制図

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

別添

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クレン ジッシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウホク 伊咄	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

（注）

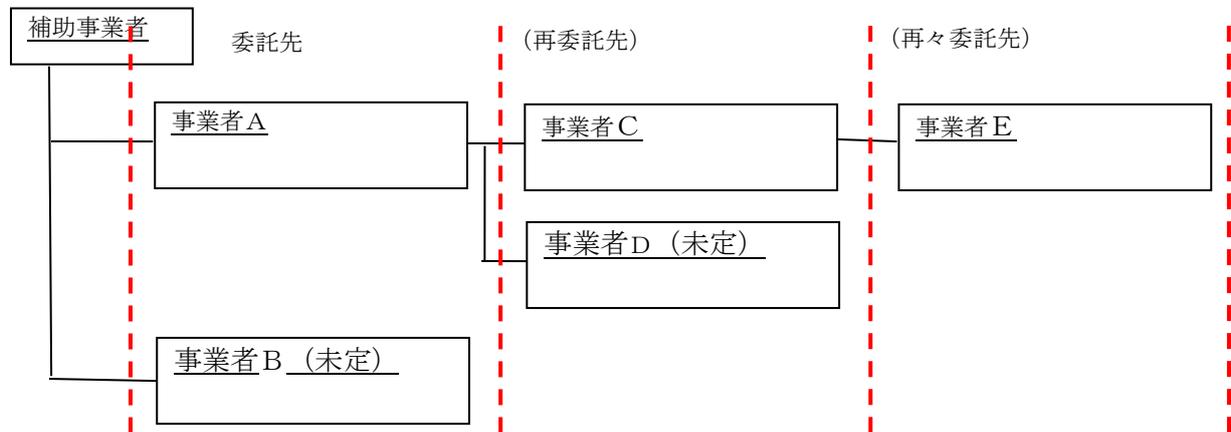
役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

実施体制図

実施体制（補助事業者及び税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	関係	住所	金額(税込み)	業務の範囲	精算行為の有無
〇〇(補助事業者名を記載)	補助事業者	東京都〇〇区.....	【交付申請額】 円(税抜き又は税込み) 【うち事務局経費】 円(税抜き又は税込み) ※算用数字を使用し、円単位で表記。	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者A	委託先	東京都〇〇区.....	※算用数字を使用し、円単位で契約金額を表記	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者B未定	外注先	〃	〃	〃	有
事業者C	再委託先(事業者Aの委託先)	〃	〃	〃	有
事業者D未定(再委託先)	再委託先(事業者Aの委託先)	〃	〃	〃	有
事業者E(再々委託先)	再々委託先(事業者Cの委託先)	〃	〃	〃	有



委託・外注費率（「委託・外注費の契約金額（注1，2）の総額」÷「事務局業務（経費）（注2）」×100により算出した率。）

%

- ・委託・外注費の契約金額（注1，2）の総額： 円
- ・事務局業務（経費）（注2）： 円

※委託・外注費の契約金額の総額及び事務局業務（経費）は、税込み100万円未満の取引も算入した数字。

（注1）「委託・外注費」：事務処理マニュアル上の「I. 経理処理のてびき」＜主な対象経費項目及びその定義＞に記載の経費項目である「II 事業費（※）（印刷製本費やその他諸経費（修繕・保守費、翻訳通訳、速記費用など）など、他の事業者より特定の役務を提供してもらう事業、請負その他

委託の形式を問わない。)、「Ⅲ委託・外注費」に計上される総額経費

※「Ⅱ事業費」の対象経費は、他の事業者にて特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。

(注2) 交付申請額、委託・外注費の契約金額及び事務局業務(経費)は、「5. 補助金交付申請額」及び「6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額」における金額に合わせる事。

(税込み100万円未満の取引も算入する。)

(注3) 本実施体制図に記載された情報は原則経済産業省ホームページで公表する。ただし、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合は、公表時には事業者名(住所、契約金額及び業務の範囲など。)の記載を省略することができる。

【実施体制図に記載すべき事項】

- ・補助事業の一部を第三者に委託する場合には、契約先の事業者(税込み100万円以上の取引に限る)の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・第三者の委託先からさらに委託している場合(再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る)も上記同様に記載のこと。
- ・本事業における委託・外注費率

(様式第2)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

経済産業大臣 名

令和 年度水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金(低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業) 交付決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇号をもって申請のありました令和〇〇年度〇〇〇〇〇補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇号で申請のありました令和 年度水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金(低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業) 交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
補助対象経費	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
補助金の額	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金(低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業) 交付要綱(20241017財資第20号。以下「交付要綱」という。)の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願い

します。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第19条第1項の規定による補助金等の返還又は第20条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

8. 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、本事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、別添様式により大臣に報告し、その指示に従わなければなりません。

責任者：〇〇局〇〇課長 〇〇

担当者：〇〇、〇〇

電話：03-3501-1511（内線0000）

03-3501-0000（直通）

(別添様式)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金(低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業)における海外付加価値税還付報告書

水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金(低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業)における海外付加価値税について還付を受けましたので、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 補助金額(交付要綱第17条第1項による額の確定額) | 円 |
| 2. 補助金の確定時における海外付加価値税の額 | 円 |
| 3. 海外付加価値税還付額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳等を添付すること。

(様式第3)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金（低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業）計画変更（等）承認申請書

水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金（低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業）
交付要綱第11条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比)
5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第4)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金（低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業）事故報告書

価格差に着目した支援事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第5)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金（低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業）状況報告書

水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金（低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業）
交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第6)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金（低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業）実績報告書

水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金（低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業）
交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 実施した補助事業
(1) 補助事業の内容
(2) 重点的に実施した事項
(3) 補助事業の効果

2. 補助事業の収支決算

(1) 収 入 (単位：円)

項 目	金 額
自己資金 補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出 (イ) 総括表 (単位：円)

区 分	補 助 事 業 に 要 し た 経 費		補 助 対 象 経 費				補 助 金 充 当 額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用 後額	実績額	交 付 決定額	流用後 交 付 決定額	実績額
合 計									

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第21条第3項の規定に基づき、様式
第10による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明
記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(注3) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

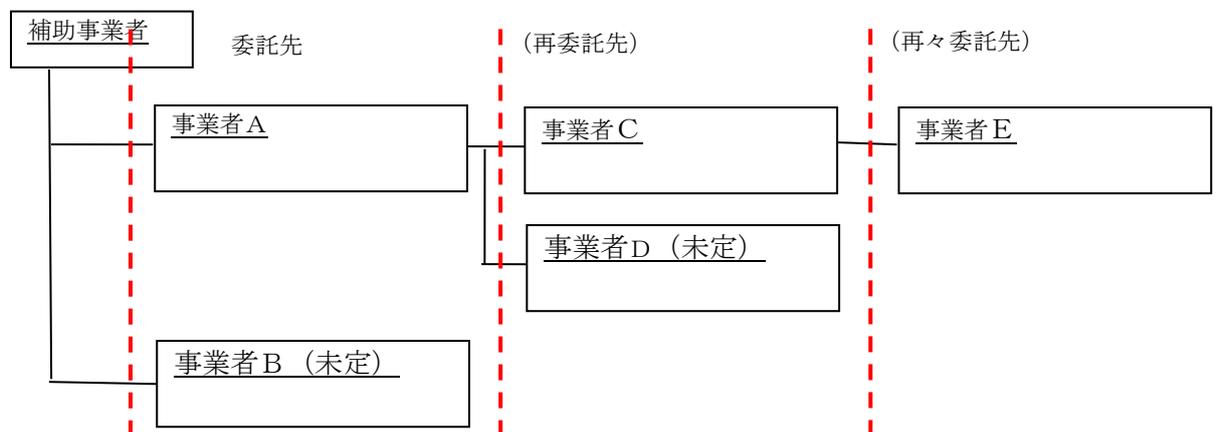
(注4) 補助事業の一部を第三者に委託をした場合は、最終的な実施体制図を添付すること。

(注5) 今後5年間の間接補助事業に関する計画を添付すること。

実施体制図

実施体制（補助事業者及び税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	関係	住所	実績額(税込み)	業務の範囲	精算行為の有無
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	補助事業者	東京都〇〇区・・・・	【補助金充当額】 円(税抜き又は税込み) 【うち事務局経費】 円(税抜き又は税込み) ※算用数字を使用し、円単位で表記。	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者A	委託先	東京都〇〇区・・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者B未定	外注先	〃	〃	〃	有
事業者C	再委託先(事業者Aの委託先)	〃	〃	〃	有
事業者D未定	再委託先(事業者Aの委託先)	〃	〃	〃	有
事業者E(再々委託先)	再々委託先(事業者Cの委託先)	〃	〃	〃	有



委託・外注費率（「委託・外注費（注1，2）の実績額の総額」÷「事務局業務（経費）の実績額（注2）×100により算出した率。）

	%
--	---

- ・委託・外注費（注1，2）の実績額の総額： 円
- ・事務局業務（経費）の実績額（注2）： 円

※委託・外注費の実績額の総額及び事務局業務（経費）の実績額は、税込み100万円未満の取引も算入した数字。

（注1）「委託・外注費」：事務処理マニュアル上の「I.経理処理のてびき」＜主な対象経費項目及びその定義＞に記載の経費項目である「II事業費（※）（印刷製本費やその他諸経費（修

繕・保守費、翻訳通訳、速記費用など) など、他の事業者より特定の役務を提供してもらう事業、請負その他委託の形式を問わない。) 、Ⅲ委託・外注費」に計上される総額経費

※「Ⅱ事業費」の対象経費は、他の事業者により特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。

(注2) 補助金充当額、委託・外注費の実績額及び事務局業務(経費)の実績額は、「(様式第6) 2. 補助金充当額(実績額)」における金額に合わせること。(税込み100万円未満の取引も算入する。)

(注3) 本実施体制図に記載された情報は原則経済産業省ホームページで公表する。ただし、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合は、公表時には事業者名(住所、契約金額及び業務の範囲など。) の記載を省略することができる。

【実施体制図に記載すべき事項】

・補助事業の一部を第三者に委託(請負その他委託の形式を問わない。) した場合については、契約先の事業者(税込み100万円以上の取引に限る) の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、実績額及び業務の範囲

・第三者の委託先からさらに委託している場合(再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る) も上記と同様に記載のこと。

・本事業における委託・外注費率

(様式第7)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金（低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業）精算（概算）払請求書

水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金（低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業）
交付要綱第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(様式第8)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金（低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業）
交付要綱第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第17条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第9)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第22条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第10)

取得財産等管理明細表 (令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第22条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第11)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金(低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業) 財産処分承認申請書

水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金(低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業) 交付要綱第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等(別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容(有償・無償の別も記載のこと。)及び処分予定日
処分の相手方(住所、氏名又は名称、使用の目的等)

2. 処分理由